

平成 27 年度第 9 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 28 年 1 月 19 日（火） 午後 7 時 00 分～8 時 10 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 菅原良次委員 斎藤利之委員 坂入真由美委員 山岡つかさ委員
新倉南委員 野村明洋委員 金澤羊子委員 富永大優委員
向山晴子委員 柘植宏実委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
子育て支援課主幹
児童青少年課長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名

武田和也委員 白石京子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて（答申取りまとめ）
- 3 特定地域型保育事業の利用定員等について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

こんばんは。大変お寒い中、またお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまより、平成 27 年度第 9 回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

会議が始まる前に、〇〇委員と〇〇委員のほうから所用があつてご欠席という連絡が入っております。会議が成立しておりますから、本会議を始めたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

それでは、事務局より、本日の会議の議題内容等についてご説明をお願いします。

・事務局

改めまして、こんばんは。

では、私からご説明をさせていただきます。

本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、2「児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて（答申取りまとめ）」、3「特定地域型保育事業の利用定員等について」、そして、4「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

それでは、本会議に入る前に、事務局のほうに傍聴等のご希望はございますか。入場をよろしくお願いたします。

それでは、傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうから配付されている資料のご確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認させていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料は2点となります。

1つ目の資料は、資料1「第5回東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会 東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針の策定にあたって 答申（素案）（抜粋）」でございます。

次に、資料2「特定地域型保育事業の利用定員等について」でございます。

こちらの資料2につきましては、事前にご配付させていただきました資料から一部訂正がございました。事前に配付させていただいた資料2ページの(2)①子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定についての名称「保育所ちびっこランド どれみ園 東久留米西口」の「どれみ園」が「どれみ保育園」に変更されております。

また、同じく所在地ですが、「本町1—12—16」が「本町1—12—26」に変更されております。お手元の資料は修正済みでございます。申しわけございませんが、よろしくお願いたします。

続きまして、本日、当日資料として配付させていただきました資料は1点となります。

資料3「児童館における北部地域の子育て支援機能等について（答申案）」でございます。

事前資料として、委員の皆様へは、答申の素案を配付いたしまして、昨日までにご意見をいただけますよう依頼させていただきました。特に、昨日までにいただいたご意見はございませんでしたので、答申素案をもとにして、こちらの資料3を答申案としてご提示させていただきました。

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

また、急遽欠席となりました〇〇委員より、本日、ご意見をいただきましたので、「◎〇〇委員ご意見」と題しまして、委員の皆様にご配付しております。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から資料の説明でございましたけれども、手元にある資料、何か不足な点があれば、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、先日開催されました「東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会 子ども・子育て会議部会」について、副会長より一言お願いがございますので、よろしくお願ひいたします。

・副会長

皆様、改めまして、こんばんは。ちょっと本題に入る前に、朝、仕事に行ったんですけども、仕事に行くときに自転車に乗ったお母さんで、前に子ども、後ろに子ども、抱っこして子ども、その状態でどーんところびましてね。で、私はちゃんと助けたんですけど、こうやって見てると、お母さんは、早くこう、次の仕事とか、いろんなことがあってもうそうせざるを得なかったんだろーななんてことを思って、すごくこう心も痛みながらですね、そういった中で、住みやすいまちづくりって何だろうというようなことを改めて考えさせられるワンシーンでもあったわけなんですけども。

先日も、1月8日の日に、まち・ひと・しごと創生会議のところで、委員の方々に、本当にお忙しい中来ていただきまして、担当の課の課長さん、室長さんからも、非常に忌憚のないご意見をたくさん頂戴して、また、同時に、今、このように、毎回行っている子育て会議のほうも、そういった貴重なご意見を積み上げられて、今回の答申に至るんですねなんてお言葉も頂戴いたしました。ご参加いただいた方々もしくは、たまたまご都合が悪くて参加を見送られた方々等々も、きょう、この答申の案が出されると思いますけれども、皆様の貴重なご意見というものを、市のほうも非常に大事に吸い上げて、まとめられてるというようなことを、改めて感じる日でございます。

重ねて、ご参加いただいた方に関しましては、厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

・会長

ありがとうございました。

2 児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて（答申取りまとめ）

・会長

それでは、議事次第の2「児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

・事務局

では、まず初めに、資料1につきましてご説明いたします。お手元に資料1をご用意ください。

資料1は、「第5回東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会 東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針の策定にあたって 答申（素案）（抜粋）」と題した資料で、本年1月5日に開催されました、第5回東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会の中で示された答申（素案）の抜粋版となっております。

前回の子ども・子育て会議でご提示いたしました資料4及び資料5に対応する部分を抜粋しておりますが、そのときの資料から同検討委員会での審議を経て精査されておりますので、主な変更点についてご紹介したいと思います。

表紙を1枚おめくりいただき、まず1ページ目でございます。

図表の左側でございます検討の視点について、幾つか文言の修正がございました。その一つとして、前回資料では、「3）施設運営経費の縮減、既存施設の有効活用」となっていたものから、「3）施設運営経費の縮減に向けた手法、既存施設の有効活用策について」と変更されております。

2ページ目でございます。

2ページ目については、上段の四角の中です。基本方針（3つの柱）のすぐ下の文章です。下の文章が前回の資料では、「この3つの基本方針の柱に関し、今後東久留米市において公共施設マネジメントを推進するにあたっての考え方を次のとおり示します」となっていたものから、「東久留米市が公共施設のあり方に関する基本方針を策定するにあたっての方向性として示した3つの柱について、これを推進していくにあたっての考え方を次のとおり示します」と変更されております。

次に、3ページ目でございます。1枚おめくりください。

3ページ目については、1つ目の四角です。1つ目の四角の1行目の右側ですが、前回資料では、「そうした中、本方針に沿って公共施設マネジメントを着実に実行するため」となっていたものから、「そうした中、今後策定される方針・計画に沿って公共施設マネジメントを着実に実行するため」と変更されております。

続いて、4ページ目です。

4ページ目については、主に図表の中の今後の推進方策に変更がございました。少し小さい文字ですけれども、まずⅠ－1ですが、前回資料では、「公益上、防災上の必要機能を維持しつつ、施設総量の適正化を図る」となっていたものから、「必要不可欠な機能を維持しつつ、施設総量の適正化を図る」と変更されております。

次に、Ⅱ－6です。Ⅱ－6ですが、前回資料では、「施設機能を効果的に生かせるよう、運用形態を柔軟性を高める」となっていたものから、「施設機能を効果的に生かし、稼働率が向上するよう運用形態の柔軟性を高める」と変更されております。

また、Ⅱ－8、Ⅱ－8については、前回資料では、「受益者負担の適正化を図る」となっていたものから、「利用者負担の適正化を図るとともに、公共施設を資源とした収入の確保を図る」とされています。

主な変更点については以上となります。

このような形で、現在、同検討委員会で当市の公共施設のあり方に関する基本方針について、答申取りまとめに向け議論されている状況でございます。

なお、1点、ご留意いただきたい部分としまして、これらの資料は本年1月5日に開催された検討委員会の資料でございます。したがって、当日も多くの意見が委員より寄せられ、今後、精査される中で内容が確定していくものでございますので、当日時点の最新の状況ということでご理解を賜りたいことを申し添えさせていただきます。

資料1につきましては、以上となります。

続けて、資料3の説明に移らせていただきます。

・事務局

そうしましたら、私のほうから資料3を説明する前にですね、恐縮です。前回の会議でいただきましたご質問等について、口頭ではございますが、確認した事項、これを情報提供させていただきたいと思っております。

1つ目が、〇〇委員からご質問のありました、学校の統廃合の関係でございます。ちょっと議論は違うかもしれないという切り出しでのご質問ではございましたが、所管課に確認をいたしました。

現在、学校での統廃合の関係では、東久留米市教育委員会、こちらによる「東久留米市立学校再編成計画」という計画がございます。平成14年11月に策定され、現在も継続されている計画とのことです。

その計画に、地域ごとの再編成実施計画という章がございます。その中の一つに西部地域、これは下里小学校区域に当たるということですが、これの小学校再編成として、「小規模校である下里小学校は、第七小学校及び第十小学校との統合を基本に地域内再編を行います。実施時期や方法等、具体的な内容については、統合準備会を作り議論して行きます」と記載されているところです。

また、昨年1月に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」を出しておりまして、本市においても前出の「東久留米市立学校再編成計画」とこの手引きをもとに再検証をしている状況にあるとございまして。

2つ目につきましては、〇〇委員からございました空き教室の件でございます。

前回の会議でも事務局よりお答えさせていただいたところですが、学校の現場でも、例えば土曜教室、特別支援教室の取り組みでありますとか、放課後子供教室の試行実施など、学校を取り巻く環境は刻々と変化している状況でございます。

そういった中、担当所管に確認をいたしましたところ、空き教室、余裕教室とはまた違ったニュアンスにあるかもしれませんが、各学校において多目的に使用している教室の来年度の見込み数としまして、児童館にかかわる北部地域で言えば、第十小学校が5教室、小山小学校が1教室、本村小学校が6教室ということでございました。

ただし、普通教室に転用をする際には、学校側との調整が当然必要となってくるというものでございます。

この2点について、所管課に確認した事項を情報提供させていただきました。

続きまして、資料に移りまして、資料3でございます。よろしいでしょうか。児童館に係る北部地域の子育て支援機能等の答申案でございます。

事前に委員の皆様へ送付をさせていただきました素案、こちらに18日、きのうまでとさせていただいたご意見を踏まえ、案となっているものでございます。

なお、先ほどお話をさせていただいたかと思いますが、この18日までのご意見というのは、こちらのほうにはありませんでしたので、資料3としましては、素案がほぼ答申案となっているものでございます。

この資料3につきまして、全体を通してでございますが、これまでのこの会議におきまして、また、会議と会議の合間、これも含めて諮問事項に対応する委員の皆様からいただいたご意見、これがベースとなっております。答申案として整理した内容でございます。

また、記載ぶりにつきましても、委員の方からご意見いただきましたものを参考にさせていただきまして、中期的な課題につきましては、ポイントの認識や大枠の視点に留意し、多様性にも柔軟に対応できるようなものとなっております。

資料3につきまして、1枚おめくりいただきました1ページをごらんいただけますでしょうか。失礼しました。資料3の1ページをごらんいただけますでしょうか。表ですね。上段に諮問事項がございます。そして、その下に児童館の偏在・空白地域に関する市の検討経緯がございます。10月の当会議を初め、これまでこの検討経緯にかかわるご説明をさせていただいたところです。これは、諮問事項の審議におきまして、児童館にかかわる背景や現状、それぞれの報告書の内容なども全体像をご確認いただくという趣旨でございました。答申書案についても、一定の記載は必要であろうということから、①から次のページの④に、抜粋・要約を記載をしているところです。

続きまして、3ページ、ごらんいただけますでしょうか。ハード面にかかわる部分でございます。

前段につきましては、いただいたご意見をベースに、施政方針において示されたハード面の考え方について妥当であると思慮するとしているものであります。

このハード面にかかる最終段落のなお書きの部分につきましては、中段のところですが、これも会議の中でご意見のありました、今後についての部分でございます。北部地域における課題の検討に当たっては、委員の方からいただいたソフト面の意見にある取り組みやガイドラインなどを参考に、子育て支援機能の付加もあわせて検討され、北部地域の子育て支援が拡充されるようにということを記載しております。

続きまして、3ページの中段以降です。ソフト面についての部分です。

こちらにも、いただいたご意見を基本に記載をしております。重複する部分のご意見につきましては、一つの表現で包含したりしながら、大枠の記載ぶりとのバランスも考慮しております。

前段には、施政方針で示された、まずは現存の施設を活用したソフト面での充実を図りという考え方に沿って、留意する視点を箇条書きにしております。

次ページになりますけれども、次に、ご意見にございました、少し具体的になっている取り組み、これらの例を挙げております。そして、北部地域の子育て支援の取り

組みを少しでも早く実施してほしいという期待と、取り組むに当たっての課題提起も記載をしているところがございます。さらには、このソフト面での取り組みの進捗管理について、必要な配慮や留意点を記しております。

以上、答申案としまして、資料3の説明とさせていただきますが、本日は、答申取りまとめという予定でございますので、この答申案へのご意見、あわせて、これまでの会議同様、ハード面・ソフト面のご意見を頂戴したいと考えております。

また、最後になりますが、本日、欠席ということでご連絡いただいております〇〇委員より、本日欠席のためのご意見ということでメールをいただいておりますので、その内容を読み上げさせていただきます。

「以下の意見を、委員の皆さんにお渡し頂き、検討して頂けたらと思います。

4ページ、ボランティアとの協働や民間活力の導入を検討…

民間活力とは民営化との事でしょうか？そこをお聞かせください。

また、下記の文面への訂正加筆を提案します。

『ボランティアとの協働を含めた市民等民間の活力をサポートで取り入れていくことを検討する。』

また、4ページの下から5行目に『特に小学生高学年～中高生の居場所作りも早急の課題であるので、市としても取り組んでいく必要性が大きい。』との文章で提案します。

以上、宜しくお願いします。」

まず、皆さんにご意見いただく前に、この〇〇委員からいただいたご意見について、事務局のご説明を答申案の資料3、こちらに対応するご説明とさせていただきますと、まず1つ目の、民間活力とは民営化とのことですかというところでございますが、事務局としましては、この答申案、資料3におきましては、この民間活力というのが、民営化イコールではないと考えているものでございます。この会議におきまして、児童館に係る北部地域のソフト面の部分でございますので、主として、今後の北部地域の子育て支援機能についてご意見をいただいているところでございます。

民営化と申しますと、大きくイメージされるのが、公の事業を民間経営のほうに移管するというような趣旨であるかと思いますが、これから取り組む、これから取り組みたいというものに対しては、先ほど申しましたとおり、この答申案の中ではイコールではないと考えております。

また、資料3にありますこの書きぶりは、先ほどご説明させていただいた中でもありますが、これまでの会議の中でのほかの委員のご意見、こちらを参考にさせていただいております。

また、大卒の視点に留意という、大卒の方針という部分も参考に、答申案の中で、これは包含できていると考えているところでございます。

最後に、小学生高学年から中高生の居場所づくりもというところでございますけれども、この部分につきましても、以前もご意見いただいておりますので、例えば、資料3の答申案でいきますと、4ページ目の箇条書きの4つ目です、「乳幼児から中高生までの幅広い年代への対応に配慮する」というところで、この〇〇委員のご意見のところも包含できているのではないかと考えているところでございます。

以上、資料のご説明と前回の会議におけます情報提供、それから〇〇委員からいただいたご意見に関するご説明とさせていただきます。

・会長

ただいま事務局より答申の案について、これまでの本会議での検討経緯あるいはそこに出された意見等を踏まえながら、答申案がまとめられると思いますので、きょうが、これを最後に議論をする場ですので、もし皆さんから率直なソフト面・ハード面というご意見がございましたら、寄せていただければよろしいかと思っておりますので、それから先ほど出た〇〇委員からのご意見、それらも含めて、何かご意見がございましたら、積極的な意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ご質問でも結構だと思いますので、どうぞでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

ちょっと、私が、会議がいろいろあって、自分自身が整理し切れてないというか、失念してるかもしれないんですが、〇〇委員のご意見の中で、特に、小学生高学年から中高生の居場所づくりも早急な課題であるのでということで、あえて追加をというご意見が出てるようなんですが、その、何かエビデンスというか、何か統計データみたいなものが何かありましたかというのが、私も忘れてしまって、こう年代別の、例えば、居場所の課題ですとか、何かそういうもの、あるいはそういった議論が、どの回であったのか、私も全部出ていなかったの、事務局に教えていただいたほうがよろしいかと。

・会長

はい。それでよろしいですか。では、ちょっと説明をお願いします。

・事務局

では、ただいまの〇〇委員のご質問のところでございますが、そのことに特化したエビデンスというところでの資料等はこちらのほうでお出ししてはいないんですけれども、これまでご説明させていただいた中の、この会議の検討経緯の中にあります「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）」でございますとか、または「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン」、こちらの中でもそういったことを、例えば、課題として認識する中でのこれからの取り組みやあり方などについて触れているところもございますし、また、これまでのこの会議における委員の方からの意見の中にも、そういった年代別の、いわゆる居場所づくりについての課題などの提起もいただいたところではございますので、そういったことを含めて資料3、答申案として記載をさせていただいている、こういった内容になります。

・会長

はい、よろしいでしょうか。

では、ほかにご質問なりご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。はい、ど

うぞ。

・委員

その「ボランティアとの協働や民間活力の導入を検討」という文面を〇〇委員が、「ボランティアとの協働を含めた市民等の民間の活力をサポート等で取り入れていく事を検討する」と、こういうふうに提案が出ておりますけれども、この「民間活力」と「民間の」、「の」が一つ入るだけで、大分、私の、まあ、個人的なものかもしれないんですけども、捉え方がちょっと変わってくるんじゃないかと思うんですね。

それは、ちょっと埼玉県民の方に聞いた話なんですけれども、都市の大きさも企業の大きさも大分違うんですけども、和光市では、児童館にホンダの提供で、実物の車がどんとあるらしいんですね。で、子どもたちは、その車に乗って遊ぶことができるらしいんですね。例えば、東久留米で大きな企業とかというと、山崎パンさんもそうですよね、柳屋ですよね。例えば、そういった大きな企業、民間活力の何か力添えをいただくとか、そういうような形で魅力的な児童館運営だったり、児童館だったりということも、これからの方向性としてはあってもいいんじゃないかというような感覚をちょっと思ったんですね、その和光市のお話を聞いたときですね。

ですから、この「の」が一つ入るだけでちょっと捉え方も、私の中では違ってくるんですけども、東久留米市にある企業の、それを「民間活力」という言い方に変えると、例えば、企業の手添えなどもいただくというような意味合いも含めて、〇〇委員のこの訂正加筆のほうがいい方もいらっしゃるかもしれませんが、私は、将来的に原文のほうの文章のほうが、何か魅力的な児童館をつくるヒントになるのではないかなというふうに思います。

以上です。

・会長

はい、ありがとうございました。どうですか、ほかの委員の方、何か意見がございましたら。はい、どうぞ。

・委員

同じく、この〇〇委員のご意見の中で、「特に、小学生高学年～中高生の居場所作り」、この文面を4ページのマルポチ2つ目の、「多様なニーズに対応した子どもの居場所づくりが大切である」の後に、入れたりしてきちんと生かすと、確かに、そのエビデンスがというよりも、実際、開館時間を延ばしたセンターひばりとかの利用率なんかも、中高生ふえているという話もどこかの回でお伺いした記憶がありますし、児童館というと何か小学生で終わりになっちゃったような、自分の子どもたちからすると。でも、これからの子どもたちにとっては、非常に、特に、中高生の健全育成のために、こういう文面をぜひとも入れていただいて、入っていると入っていないとでは、文章の中で丸められてしまうと、やっぱり今後、違うと思うので、こちら辺にその「特に」というのを入れてみるのもいいんじゃないかと思います。

・会長

いかがでしょうか。

・副会長

私は、〇〇委員のこの思いがちょっと、酌み取れる部分は当然あるので、一定の理解をした上で話として聞いていただきたいんですが、最初に委員の方からお話があった、最初の訂正加筆の文面ですけども、これは読み解くと、民間の活力イコール市民というふうに取り取れる、文面読み取れるわけですね。でも、ボランティアというのは、やるのは人であって、市民であるので、原文の中での「ボランティアとの協働」ということで、市民の力を利用したということに包含できるというふうには整理ができますし、あわせて民間の活力というのはまさに企業や、今何かNPOとか、活動されてる方の力ということでも、まあ、それは、今度は法人格という意味でのほうですけども、活用できるので、むしろこの部分、〇〇委員がおっしゃっている部分は、この原文のマルポチの下から2番目のところで、むしろもう少し大きな意味で包含されているというふうには理解できるので、決して、これが邪見にされているという意味ではなくて、十分ではないかなというふうに思っております。

で、〇〇委員がおっしゃっていた、確かに、その中高生の——私も通信制の高校を10年以上教えている経験の中で、彼ら彼女たちの居場所というのは非常に重要だなというふうに思いがあるんですけども、ちょっと文面にしたときにこれ、気持ちとしては、これ、すごくよくわかります、私も立場がわかる。だけど、文面に起こしたときに、特に、そこに特化すると、じゃ、乳幼児はいいのかとか、低学年はいいのかという議論で、一方で、どうしても出てくる気がするんですね。その中で考えれば、あえて、ポチ2つで多様なニーズという部分に関しては、例えば、発達障害を持つ児童生徒に対する対応であったり、それに対応したスタッフを用意するということにも当てはまるし、乳幼児から中高生までというふうな幅を、レンジをとったということに関して言えば、まさにこの居場所づくりのところで、どちらかというところ、その取り組んでいく内容のところ、もう少し中高生にあったカリキュラムをつくるべきだというのは、具体案として上げていくべきではないかなというふうに思っていて、この答申案としては、大きなところでは、市のほうでいろいろ苦労してつくられた、我々の意見を取り入れてくれた、こちらのシンプルなほうが今後の対策を、以前も言いましたけれども、これで終わりということではなくて、今後考えていくときに、いや、このあたりに含まれている内容の一つですよというようなことでも言い換えることができると思いますので、私としては、今のこの市の答申案のほうで、〇〇委員のおっしゃっていることは包含できるのかなあという意見でございます。すいません。ちょっと長くなりました。

・会長

どうでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

この文章自体に何かというわけではないんですけれども、やはり居場所づくり、定期的にやることに意味があると思うので、なかよし広場事業等の拡充などが上げられています。早急に定期的な、本当にできれば毎日ですけれども、せめて週二、三回とか、それくらい定期的に行ってほしいなど、個人的には思っています。

以上です。

・会長

ありがとうございました。ほかの方でどうでしょうか。よろしいですか。

ちょっと、じゃあ、事務局。

・事務局

今、幾つかご意見をいただく中で、そういったお話、ご意見をいただきながら、これから答申取りまとめに向けて進んでいく中では、例えばこの答申案、こちらのほうでよろしいかどうかというところで、一つの進め方としてあるのかなと、今考えたところです。一つの意見に対していろんなご意見出たところもございますし、また個別のものについては包含されているという解釈もできるという中で、そういった形で進めていくのは、一つの方法かとは思いますが、いかがでしょうか。

・会長

どうでしょうか。今、副会長から、全体的に〇〇委員が言われることの趣旨というか、考え方が含まれているんじゃないかというような発言もございましたし、今の議論もしっかり記録に残していただいて、こちらのほうで提案されている「協働や民間活力の導入を検討する」という文言でどうでしょうか。議論は出きっていると思いますので、どうですか。よろしいですか。

それじゃあ、この辺の議論が非常に大事な、今、意見が交わされたと思いますので、そこら辺含めて、事務局案を承認したということですね。ご了解していただいて、異議ないと思いますが、よろしいですか。

・副会長

いいと思います。しかも、〇〇委員のほうでおっしゃっていた言葉を今振り返ってみると、先輩が後輩を教える的なこともこう大事だよという話をされてたと思うんですね。それって、もっと言うと、この中で、「児童と児童を見守る人とのつながりを考える」というところに、まさに落とし込める話だと思います。だから、文面でこう何か1個にまとめようとするちょっと無理が生じるかもしれないんですが、一つの記事でね。ですけど、〇〇委員がおっしゃっている思いとか願いとか、そういった部分も十分この中に落とし込まれているのかというふうに思うので、このままでいくのがよろしいかなと。

・会長

では、よろしいですか。

では、今、副会長の意見も含めて、このつながりと、それからこの民間活力の、言われたように理解するということを含めてご意見がまとまったということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにこの答申案についてのご質問、ご意見ございますか。もうよろしいですか。

それでは、この答申案が、了解していただいたということで進めたいと思います。

次に、今の議論の中で、皆さん、委員の視点からいただいた意見を事務局にご一任させていただき、答申としてまとめていきたいと思いますので、このきょうの議論について積極的なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、本件につきましては、日程調整を含めて事務局と調整をさせていただき、後日、市長のほうに答申をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、答申内容については、写しを各委員の皆様にご送付させていただきますので、そのことで了解していただければよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいということで、よろしいでしょうか。

それじゃあ、そういう方向にさせていただきたいと思います。

3 特定地域型保育事業の利用定員等について

・会長

それでは、次第の3「特定地域型保育事業の利用定員等について」に移りたいと思います。事務局より、ご説明をお願いします。

・事務局

それでは、引き続き、私から特定地域型保育事業の利用定員等について概要をご説明いたします。

資料としましては、資料2になります。本日のこの議題につきましては、9月15日に市長から諮問のありました事項に関する審議でございます。

昨年4月から本格施行されました子ども・子育て支援新制度におきましては、幼稚園や認定こども園、保育所といった特定教育・保育施設または小規模保育事業や家庭的保育事業などの特定地域型保育事業を新たに開設する場合は、施設や事業者の申請に基づき、利用定員について子ども・子育て会議に意見を聴くこととなっております。

また、特定地域型保育事業については、市が認可することとされており、あわせて関連する内容についてもご意見を頂戴したいと考えております。

内容の詳細につきましては、資料をもとに事務局から説明をさせていただきます。

・事務局

改めまして、こんばんは。事務局の〇〇です。そうしましたら、平成28年4月に向けました、特定地域型保育事業の利用定員等についてご説明させていただきます。

資料1 ページ目、中段以降、まず(1)。1つ目の施設としましては、現在、認証保育所A型で保育をしています「なかよし保育園」。こちらにつきましては、小規模保育所A型に移行する形で現在進めているところです。小規模保育事業所A型につきましては、保育の従事者は全て保育士資格を持っているといった施設でございます。

利用定員につきましては、ゼロ歳が2名、1歳8名、2歳8名の、1～2歳16名、合計18名の小規模保育施設として開設する計画で進めてございます。認可基準にかかわる項目につきましては、保育従事者数は4名で、A型なのでそのうち資格を持っているのも4名といった形で現在配置を進めているところです。保育室、屋外遊戯場、給食につきましては、資料に記載のとおりでございます。

おめぐりいただきまして、2ページ目、上段、2つ目の施設でありますけど、名称が「ちびっこランド どれみ保育園 東久留米西口」。場所的には、本町一丁目のマンションの1階に4月から開設する形で現在進めているところです。

事業類型につきましては、先ほどのなかよし保育園と同様に小規模保育事業所A型になりますので、保育従事者は全て保育士資格を有している職員を配置するといった形で進めてございます。事業者名は、株式会社スリーベルでございます。

利用定員につきましては、ゼロ歳が3名、1歳8名、2歳8名の合計19名の小規模保育事業所でございます。保育従事者は5名、うち保育士の資格を持っているのも5名といった形です。保育室、屋外遊戯場、給食調理の体制につきましては、資料に記載のとおりでございます。

3つ目の施設としましては、名称「げんき保育室」です。現在、柳窪四丁目で、遠藤家庭福祉員が事業所をやっているんですが、こちらがげんき保育室となり、事業類型につきましては、小規模保育事業所C型。こちらにつきましては、家庭福祉員の共同実施型の小規模保育事業所でございます。遠藤家庭福祉員のところで補助職員で今現在やっている長島先生のほうが事業者となる予定です。

利用定員につきましては、ゼロ歳が1名、1歳が2名、2歳が3名の合計6名の事業所でございます。保育従事者につきましては3名で、うち保育士資格を有しているのも3名といった形になってございます。保育室、屋外遊戯場、給食につきましては、資料に記載のとおりでございます。

ページ移りまして、3ページ目、4つ目の施設です。こちらにつきましては、先ほどまでの3つの施設である小規模保育事業とは異なりまして、家庭的保育事業としての利用定員の設定をしていただければと思います。名称につきましては、「西島家庭的保育事業所」になります。

こちら、所在地、学園町一丁目になります。現在、浜名家庭福祉員のところの場所で西島家庭福祉員が家庭的保育事業を運営していくものでございます。で、西島家庭福祉員につきましては、現在、浜名家庭福祉員のところの補助職員として保育に当たっている職員でございます。

利用定員につきましては、ゼロ歳が1名、1歳が2名、2歳が2名の合計5名になってございます。保育従事者は4名、うち保育士の資格を有しているのは2名といった形での計画になってございます。保育室、屋外遊戯場、給食については、資料記載のとおりでございます。

以上が、平成 28 年 4 月に向けました特定地域型保育事業の利用定員設定になってございます。

なお、認可保育所等が該当します特定教育・保育施設の利用定員等につきましては、平成 28 年 4 月の時点の新規開設等がないため、28 年度 4 月に向けましては、特定地域型保育事業の利用定員のみになってございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

・会長

はい、ありがとうございます。ただいま資料 2 として、特定地域型保育事業についての小規模保育所が 3 カ所と家庭的保育事業が 1 カ所ということでご説明がございましたけれども、何かご質問等ないですか。はい、どうぞ。

・委員

ここに上がっている小規模保育事業に移行する施設の中で、認証保育所の場合は就学前まで預かっている利用定員になっていたと思うんですが、ちょっとご利用されているご家庭の方から、自分のうちの子どもも 3 歳になったらここをやめなきゃいけないのかというのを聞いてきてくれと言われたので、お伺いしたいのと、たしか、不勉強で恐縮なんですけど、3 歳になって以降の連携というんですかね、そういうものを、当初は仕方がない、こういうふうに出すので仕方がないけれども、特に、認証があった場合は、それはもう、当初、仕方がないは言えないはずなので、そこら辺がどうなってるのかお伺いしたいと思っています。年がたってしまった子について。

・会長

はい、じゃあ、お願いします。

・事務局

まず、1 点目のその認証保育所 A 型につきましては、〇〇委員おっしゃられるとおり、就学前の子どもまでが受け入れられる施設です。ただ、3 歳児以降については、ほかの幼稚園であったり、認可保育所等に移るお子さんが結構多かったと記憶してる所です。

一方、今回の小規模保育事業所につきましては、ゼロ歳から 2 歳までの施設になりますので、結論から申しますれば、小規模保育事業所に今度入られる子といったものは 3 歳になった年度末でその小規模保育事業所は卒園という形になります。年度末まではいられます。

で、2 点目のその連携施設にも絡むところではあるんですが、小規模保育事業所であるとか、家庭的保育事業所といったものは 0 歳から 2 歳までの子どもたちを受け入れる施設でありますので、こちらにつきましては、新制度の中で連携施設を設けることが決められている所です。一方、〇〇委員もおっしゃっていたとおり、当初につきましては、5 年間の経過措置といったものがございます。そういった中で、連携施設が締結できるよう、市としてもいろいろと小規模保育事業所の実情、また連携施

設として締結の対象である認可保育所や幼稚園のご意向を、こういった形であれば連携施設が締結できるのかということところは、市としても、いろいろな状況を把握して必要な支援を講じていきたいと考えているところです。

ただ、結果としては、先ほど1点目の質問のときにご回答させていただいた、小規模保育所になると3歳に達した年度末までが小規模保育所にいられて、その先につきましては、認可保育所であるとか幼稚園のほうに移っていただくといった形になります。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

そうすると、例えば、そこに在籍している3歳になってしまうお子さんの認可保育所の入所については優先があるとか、そういうのがあるのか。何か雑誌の情報なんですけど、何度も保活しなきゃいけないというようなことが、都心なんかでは、せっかく入れたのに、また、この小規模保育になってしまったから、その年齢になったからまた次を探さなきゃならないというようなことが書かれていたんですが、東久留米の場合はこちら辺はどうなっているんでしょうか。

・事務局

新制度が始まる前であっても、家庭的、家庭福祉員のところにつきましては、ゼロ歳から2歳の施設なので、3歳に達した年度末に卒園して違う施設に移っていただくといった形で行ってまいりました。

本市の場合は、入所申請入所決定の中で2歳児までの保育施設を2歳児で卒園、その他継続不可の場合は、70点加点というものをしていますので、そういった配慮の中で、その家庭的保育事業であったり、小規模保育事業所の子どもたちの行き場がなくなるようなことはないように十分配慮はしてまいりたいと考えているところでございます。

・会長

よろしいですか。はい、お願いいたします。

・委員

確認なんですけど、げんき保育室と西島家庭的保育事業が、今までの、その遠藤家庭福祉員さんがなくなってげんき保育室、浜名家庭福祉員さんがやめられて西島家庭的保育事業になったということによかったですか。

・事務局

形的にはそうなんですけど、遠藤家庭福祉員のところは、さらに子どもたちが受け入れられるように、家庭的保育事業って5名までなので、小規模保育C型にしてもう1名受入枠をふやしたいといったことがあったので、こちらについては、小規模C型

に移行したいといった計画になってございます。

で、浜名家庭福祉員につきましては、本市のほうで年齢による退職がありまして、ただ、浜名家庭福祉員のところが閉じちゃいますと、ここ、5名の受け入れだったので、その5名分待機児童が発生してしまうので、今の子どもたちのことも考えれば、現在、補助職員をしてる西島さんに引き継ぎたいといったお話があったんで、今回、28年4月から西島家庭的保育事業として事業所を新規に開設させるものでございます。

・会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

・委員

先ほど利用定員のご説明のときに、1歳児何名とかいう、2歳児何名っていうようなご紹介があったんですが、そこら辺は、認可保育所と違って流動的なんですか。例えば、ここに書いてあるような感じだと1・2歳5名とかね、1・2歳16名と書いてあるので、8名8名であっても、1歳が3名だったら2歳は、残り13名になれるとか、そういう流動性があるんでしょうか。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

まず、今回、利用定員、3号のところではゼロ歳と1から2歳といった形にしたのは、子ども・子育て支援事業計画の中で、量の見込みであったり、確保方策というその区分けが3号につきましては、ゼロ歳と1・2歳という形になったんで、それに合わせたの定員設定として、こちらのほうは記載させていただいてございます。

あと、定員に弾力性があるかどうかというご質問だと思うんですけど、こちらにつきましては、定員は定員で各年齢の定員で受け入れするというのは決めていく形にはなります。

ただ、例えば、なかよし保育園であったりとか、あと、げんき保育室さんなんかもそうなんですけど、現在、受け入れてる子どもたちもいらっしゃいますので、例えば、認証保育所から小規模保育事業所になるに当たって、細かく定員設定をして、そこからあぶれる子たちを、逆に言えば、退所させることはできませんので、一定期間は弾力的に運用するものの、その子たち、今の在園児がいなくなった段階には、きちんとした定員設定での受け入れといった形の運営になります。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

あとは、管外というんですかね、東久留米市内のお子さんじゃないお子さんを預か

ったりすることについての弾力性というか、そういうのはどうなんですかね。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

実際には、この辺が一番難しいところではあるんですね。地域型保育事業、いわゆる区市町村の認可の中で、その管外の子どもたちが、入ることによって、認可保育所だったら都道府県の認可だから、それは問題ないと思うんですけど、いわゆる受け入れるに当たって、その市町村自体がどうなのかというところがあります。お話があれば、当然その当該自治体と話をしながら決めていきたいとは思いますが、実際に認可保育所もそうなんですけど、基本的には、市内のお子様がある程度優先はされているかなど。ただ、管外が、認可保育所で全然ないかと言えば、当然、市外に住んで、市に空きがあって入られる子もいれば、うちの市から違う他市に引っ越したことによって、継続することによって管外の子どもを受け入れてる場合もあるので、それは、いろいろな状況を見て、その当該区市町村との調整になるかなとは思いますが。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

その管外というのは東京都内という考えという形になるんでしょうか。

・事務局

今現在は、認可保育所であれば他県もいますので、他県というか、東京都以外もありますので、そこは状況次第ですね。例えばですけど、やっぱり東久留米から新座に転出されて、新座だったら近いからそのまま保育園に通いたいよといったお子さんもいらっしゃるって、そういった方は継続といった形で管外の受託として、市としては保育をしていますので、ケース・バイ・ケースかなとは思いますが。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

それが、転居ということ以外に、新規の場合はどのようになっているんですか。

・事務局

新規の場合は、そのときそのときで、当然、そこに空きがあるのかないのかもそうですし、例えば、将来的に市内に引っ越し予定の方もいらっしゃいますし、どういったご事情でうちの保育園をお使いになりたいのかといったところも含めての検討にな

るかなとは思いますが。

・会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

・委員

先ほど3歳児クラスに上がる際に加点があり、なるべく入れるようにということでしたが、11月時点で、おそらく3歳児の待機児童、かなりあると、全体で390でしたっけ。ちょっと私もきちんと調べてないんですけども、それぐらいの待機児童がいるということで、これとは全然話は違うのかもしれないんですけど、足りてないなというのが、ここに入れたとしても、やはり保活、必要なというふうには思っています。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

今、〇〇委員のほうがお話になられたのは、今現在の、うちで言う、いわゆる定義外といって、保育所を本当に申請してる人の数が一定数以上いってて、その、今年度であれば2歳児、来年3歳児になる子、4月1日に3歳児になる子の、多分待機児童数が多いんじゃないかというご指摘かなと思います。

私どもとしましても、今回、この利用定員で出すもので全ての待機児童を解消するとも考えてませんし、今後においても、待機児童解消策、いろいろと検討する中で、一つは、29年度末までには待機児童が解消できるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

・会長

ほかに何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。本件につきましても、日程調整を含めて、事務局と調整をしながら、市長に答申ということになろうかと思っておりますけども、その点もよろしいでしょうか。

では、この資料2に基づく「特定地域型保育事業の利用定員等について」を、後日、答申をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 その他

・会長

それでは、次第4の「その他」ですが、事務局のほうからご説明お願いします。

・事務局

それでは、次回の日程等についてでございます。

ただいま会長からもお話ございましたところでございます。本日の議題となっております「児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて」と「特定地域型保育事業の利用定員等について」、この2つについて、答申取りまとめをいただき、了承いただきましたので、こちらの内容を、日程調整を含め、事務局と会長、副会長と調整させていただき、後日、市長に答申をさせていただきたいと思っております。

そういった流れにございましたけれども、本日いただいた答申取りまとめがございますので、次回は、2月の開催予定の会議のほうは見送らせていただきまして、3月下旬の会議を予定させていただきたいと考えております。

議題としましては、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価に係るご意見、これをいただくに当たりまして、前段として進捗状況などの資料をご確認いただく、こういったことを予定させていただきたいと考えております。

この子ども・子育て支援事業計画の始まりは、平成27年度でございますので、27年度の状況が確定するのは翌年度ですから、ことしの6月前後になるのかなど、そういったところでございますけれども、年度当初、いわゆる27年4月の状況など、わかる範囲で資料を作成しながら、皆さんにご意見を頂戴したいと考えております。

また、以前のこの会議でも触れさせていただきましたけれども、来年度のスケジュール案などもお出しできればと考えているところでございます。

以前、触れさせていただきましたところでは、おおむね2カ月か3カ月に一度、こういったペースになるのではないかとというところでございましたけれども、そういった形でのスケジュール案もお示しできるかなと考えているところです。

この3月下旬のこの子ども・子育て会議の日程につきましても、会長、副会長と調整をさせていただき、委員の方にはなるべく早く、追ってご連絡をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

・会長

ただいま事務局からの日程等を含めて、今後の子ども・子育て会議の方向性というのが示されましたけれども、何かご質問、ご意見ございますか。2月はなくて3月下旬ということですね。3月ですね、はい。3月の議題としては、27年度を経過した事業計画の点検・評価と、それから年間のスケジュールとが設定されましたけれども、その点を含めていかがでしょうか。

・委員

資料をなるべく早くいただければと思いますので、お願いします。

・事務局

はい、ご意見いただきありがとうございます。そのように努めさせていただきます。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

実際、今年度の進捗状況の確定というのは6月だろうとは思いますが、東久留米市のだけではなく、他の地域の、何ていうんでしょうね、新制度、1年間を終えての、何か、26市での会か何かで、そういう部分の話が出ましたら、ぜひともお伝えいただければ助かります。

・事務局

この子ども・子育て支援事業計画は、各市、つくりも違う部分もございしますが、当然、共通する部分がございます。また、そういった中で、今、〇〇委員からいただきましたような、データ、そういった情報が私どものほうでご用意できる範囲でになりますけれども、努めさせていただきます。

5 閉会

・会長

よろしいですか。

それでは、きょうは、いつもの時間より50分ぐらい早く終わりましたけれども、きょうの役割は、市長への答申をまとめるということの役割でしたけれども、皆様のご協力が無事、答申案がまとまったということについては、心より感謝を申し上げます。

時間少し早いですけれども、これできょうの子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上